

開 会 午後 1 時 25 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 6 年瑞穂町農業委員会 7 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、4 番委員の鈴木 正実さんと 5 番委員の坂田 敬一さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適
化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第 1 号、番号 1 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 7 月 16 日 (火) 午前 10 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。主要作物として、ネギ、ニンジン、サツマイモ等を栽培しています。耕作面積は約 65 a。農業従事者は本人、アルバイトです。農業従事日数は本人が 300 日、アルバイトが 100 日です。所有機械はマルチャー 1 台、管理機 2 台等です。販路につきましては量販店、直売所、飲食店です。取得農地の営農計画はニンジンを栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路は量販店、直売所、飲食店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するというのでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第1号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第1号番号2、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第1号、番号2農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は7月16日(火)午前10時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。主要作物として、トウモロコシ、葉ネギ、ハクサイ等を栽培しています。耕作面積は約600a。農業従事者は本人、従業員4名、パート3名です。農業従事日数は本人が360日、従業員が各300日、パートが各100日です。所有機械はトラクター1台、軽トラック3台、管理機5台等です。販路につきましては、量販店、直売所、加工会社です。取得農地の営農計画はトウモロコシ、ハクサイ、ハウレンソウを栽培予定です。通作距離は車で3分です。販路は量販店、直売所、加工会社です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付

するということによろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適當という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第2号番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、貸付人〇〇、借受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第2号、番号1農地法第3条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は6月14日(金)午前9時20分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんは今回から農地の貸借を行います。主要作物として、タマネギ、ジャガイモ、ハクサイ、きゅうり、トマトを栽培します。耕作面積は約31aです。農業従事者は従業員本人です。農業従事日数は本人が250日です。所有機械は、耕運機1台、管理機1台、軽トラック1台等です。販路につきましては、自家消費です。申請地の営農計画ですが、タマネギ、ジャガイモ、ハクサイ、きゅうり、トマトを栽培予定です。通作距離は車で5分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第2号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、続きまして、議案第2号番号2、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 2、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、貸付人〇〇、借受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員委員 (田中 俊明 君) 議案第 2 号、番号 2 農地法第 3 条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 6 月 14 日(金) 午前 9 時 30 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんは今回から農地の貸借を行います。主要作物、耕作面積、農業従事者、農業従事日数、所有機械等は議案第 2 号番号 1 と同様です。申請地の営農計画ですが、タマネギ、ジャガイモ、ハクサイ、きゅうり、トマトを栽培予定です。通作距離は車で 5 分です。販路は自家消費です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

(「意見なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第 2 号、番号 2 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、続きまして、議案第 2 号番号 3、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 2 号番号 3、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、貸付人〇〇、借受人〇〇、譲受人世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第 2 号、番号 3 農地法第 3 条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 7 月 16 日(火) 午前 10 時より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、キウイを栽培します。耕作面積は約 110 a です。農業従事者は従業員 4 名、アルバイト 2 名です。

農業従事日数は従業員が各 250 日、アルバイトが各 80 日です。所有機械は、バックホー2 台、トラクター1 台、動力噴霧器 1 台等です。販路につきましては、直売所、通信販売です。申請地の営農計画ですが、ブドウ、キウイ、イチジク、スモモを栽培予定です。通作距離は車で 35 分です。販路は直売所、通信販売です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

議長 (上野 勝 君) 貸付人と借受人の住所が同じ理由の説明をお願いします。

事務局 (田中 悠也 君) 東京都の補助金の対象が農業法人であるため、土地の所有者が代表を務める法人へ個人から権利移転を行う必要があるためです。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第 2 号、番号 3 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 3 号、番号 1 相続税の納税猶予に係る特例農地等の農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 3 号番号 1 について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (雨宮 尚幸 君) 議案第 3 号、番号 1 相続税の納税猶予に係る特例農地等の農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 7 月 16 日 (火) 午前 9 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、ブロッコリー、キャベツ、カリフラワー、ハウレンソウ、コマツナ等を栽培しています。耕作面積は約 200 a です。農業従

事者は本人、息子、孫です。農業従事日数は本人が200日、息子が300日、孫が150日です。所有機械は、トラック2台、耕運機3台、軽トラック2台等です。販路につきましては、量販店、直売所です。申請地の営農計画ですが、キャベツ、ブロッコリー等を栽培予定です。通作距離は車で20分です。販路は量販店、直売所です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより採決に入ります。議案第3号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、被相続人〇〇、相続人〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号5、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、

譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

(「質疑なし」との声あり)

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和6年瑞穂町農業委員会7月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2時

議 長

第 4 番 委 員

第 5 番 委 員